

# 第74回 定時株主総会招集ご通知

## 日時

2021年**5月27**日(木曜日)午前10時  
(受付開始：午前9時予定)

## 場所

東京都中央区銀座八丁目21番1号  
住友不動産汐留浜離宮ビル 2階 ベルサール汐留

## 決議事項

- 第1号議案 資本準備金および利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 社外取締役の報酬額改定の件

## 議決権行使期限

2021年5月26日(水曜日)午後5時40分まで

## 目次

第74回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
(提供書面)	
事業報告	16
連結計算書類	39
計算書類	42
監査報告書	45

株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## 新型コロナウイルス感染症への対応につきまして

株主の皆様には、日ごろからオンワードグループをご支援いただき心からお礼申し上げます。

さて、第74回定時株主総会を5月27日（木曜日）午前10時より開催いたしますが、多くの株主様が集まる株主総会は、新型コロナウイルスへの集団感染のリスクがございます。

**本株主総会につきましては、感染拡大の防止と株主様の感染リスクを防ぐために、後記の株主総会参考書類をご参照のうえ、議決権行使書のご返送やインターネットにより事前に議決権をご行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。**

**特に、感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患をお持ちの株主様におかれましては、慎重なご判断をお願い申し上げます。**

ご来場される株主様におかれましては、株主総会開催日現在の国内感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

株主総会の運営につきましては、ご滞在時間短縮化のため、報告内容を簡略化させていただくとともに、円滑な議事進行に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、本株主総会会場におきましては、感染予防のための措置を講じる場合がございますのでご協力の程よろしくようお願い申し上げます。

なお、今後の状況により当会場が利用できなくなる場合等、株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.onward-hd.co.jp/>)にてお知らせいたします。

株 主 各 位

東京都中央区日本橋三丁目10番5号  
株式会社 **オンワードホールディングス**  
代表取締役社長 **保元道宣**

## 第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ここに招集ご通知を送らせていただきます。

なお、書面またはインターネットによっても議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年5月26日（水曜日）午後5時40分までに到着するようご送付いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）より議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時** 2021年5月27日（木曜日）午前10時  
(受付開始：午前9時予定)
- 2. 場 所** 東京都中央区銀座八丁目21番1号  
住友不動産汐留浜離宮ビル 2階 ベルサール汐留

### 3. 株主総会の目的事項

#### 報告事項

1. 第74期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第74期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- |       |                               |
|-------|-------------------------------|
| 第1号議案 | 資本準備金および利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件                     |
| 第3号議案 | 社外取締役の報酬額改定の件                 |

### 4. 議決権の行使に関する事項

#### (1) 書面ならびにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

#### (2) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.onward-hd.co.jp/>）に掲載しております。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本提供書面記載のもののほか、この「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
- 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.onward-hd.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

# 議決権の行使についてのご案内

株主様におかれましては、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

1

株主総会に当日  
ご出席いただく場合



議決権行使書用紙を  
会場受付へ提出

株主総会開催日時

2021年5月27日(木)  
午前10時

2

郵送（書面）にて  
行使いただく場合



各議案の賛否を  
表示のうえ投函

行使期限

2021年5月26日(水)  
午後5時40分到着分

3

インターネットにて  
行使いただく場合  
(パソコン、スマートフォン)  
(または携帯電話)



議決権行使サイト  
<https://evote.tr.mufg.jp/>  
にて各議案の賛否を入力

行使期限

2021年5月26日(水)  
午後5時40分まで

インターネットによる議決権行使のご案内については、4～5頁をご参照ください。

## 議決権電子行使プラットフォームについて

当社は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）が、当該プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2021年5月26日(水)  
午後5時40分まで



## スマートフォンの場合

QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。 ※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

### 1 QRコードを読み取る

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

「ログイン用QRコード」  
はこちら



議決権行使書副票（右側）

### 2 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選択する。

議決権行使サイト

株式会社オンワードホールディングス

議案賛否方法の選択

第74回定時株主総会  
開催日 2021年5月27日  
株主番号 10000001  
行使できる議決権の数 10個

当社は、株主様がこの画面の手続きにしたがって議決権を行使することを承認いたします。該当する項目のボタンを選択して次画面におすすみください。

会社提案の全ての議案を賛成、株主提案の全ての議案を反対とされる場合

確認画面へ

会社提案 および株主提案の議案について個別に賛否を入力される場合

賛否行使画面へ

### 3 各議案の賛否を選択

画面の案内に従って各議案の賛否を選択する。

会社提案

議案	原案に対して
第1号議案	賛成
第2号議案	賛成
第3号議案	賛成

原案に反対

第3号議案

賛成

画面の案内に従って  
行使完了です。

2回目以降のログインの際は…  
次頁に記載のご案内に従って  
ログインしてください。



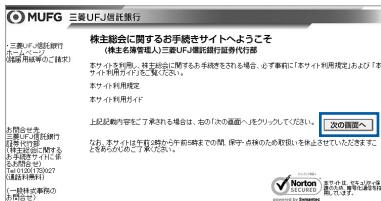
## ログインID・仮パスワードを入力する方法

1

議決権行使ウェブサイトへアクセスする



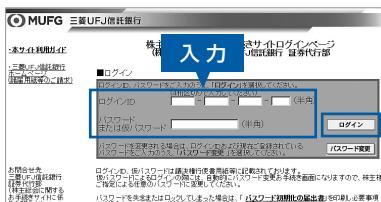
<https://evote.tr.mufg.jp/>



「次の画面へ」を  
クリック

2

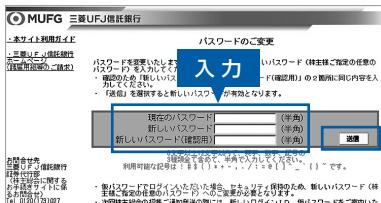
お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



「ログイン」を  
クリック

3

「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方に入力



「送信」を  
クリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### ❗ ご注意事項

- インターネットにより、議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

議決権行使サイトの  
操作方法に関する  
お問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社  
証券代行部

☎0120-173-027

通話料無料

受付時間  
9:00~21:00

## 議案および参考事項

### 第1号議案 資本準備金および利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要施策の一つと位置づけ、配当性向の目安を35%以上とし、安定的で業績に連動した適正な利益配分を実施することを基本方針としております。

このような方針のもと、当期の期末配当は、資本準備金および利益準備金の額の減少を実施した上で、前期に比べて12円減配の1株当たり12円とさせていただきますと存じます。

#### 1. 資本準備金の額の減少

##### (1) 資本準備金の額の減少の目的

剰余金の配当財源の充実を図るとともに今後の経営環境の変化に対応した機動的かつ安定的な配当政策を実施するため、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

##### (2) 資本準備金の額の減少の要領

###### ①減少する資本準備金の額

資本準備金51,550,605,414円のうち13,000,000,000円

###### ②資本準備金の額の減少の方法

資本準備金減少額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

#### 2. 利益準備金の額の減少

##### (1) 利益準備金の額の減少の目的

剰余金の配当財源の充実を図るとともに今後の経営環境の変化に対応した機動的かつ安定的な配当政策を実施するため、利益準備金の額を減少し、繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

##### (2) 利益準備金の額の減少の要領

###### ①減少する利益準備金の額

利益準備金5,482,510,554円のうち5,482,510,554円（全額）

###### ②利益準備金の額の減少の方法

利益準備金減少額の全額を繰越利益剰余金に振り替えることといたします。

### 3. 期末配当に関する事項

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金12円といたしたいと存じます。

この場合の配当金総額は、1,627,194,552円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年5月28日といたしたいと存じます。

### 4. その他の剰余金の処分に関する事項

#### (1) 減少する剰余金の項目とその額

別途積立金 38,709,000,000円

#### (2) 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 38,709,000,000円

## 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、コーポレート・ガバナンスの一層の強化をはかることを目的に社外取締役を1名増員し、社外取締役3名を含む取締役7名をご選任願いたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の地位、担当および 重要な兼職の状況	取締役会出席 回数(出席率)	当社が期待する知見・経験					
				会社経営 事業運営	国際経験 海外ビジネス	財務 会計 M&A	法務 コンプライアンス リスク管理	IT デジタル	人財 ダイバーシティ 環境 社会貢献
1	保元 道宣 再任	■ 当社代表取締役社長	11/11回 (100%)	●	●			●	●
2	鈴木 恒則 再任	■ 当社専務取締役 ■ 株式会社オンワード樺山 代表取締役社長執行役員	11/11回 (100%)	●	●				●
3	佐藤 修 再任	■ 当社取締役財務・経理・ IR担当 ■ 株式会社オンワードリゾ ート&ゴルフ代表取締役 社長	9/9回 (100%)	●		●	●		
4	池田 大介 再任	■ 当社取締役経営企画・人 財・総務・サステナブル 経営担当	9/9回 (100%)	●			●		●
5	川本 明 再任 社外取締役 独立役員	■ 当社社外取締役	11/11回 (100%)	●	●	●		●	
6	小室 淑恵 再任 女性 社外取締役 独立役員	■ 当社社外取締役 ■ 株式会社ワーク・ライフ バランス代表取締役社長	11/11回 (100%)	●				●	●
7	知識 賢治 新任 社外取締役 独立役員		-/-回 (-%)	●		●	●		

(注)1. 鈴木恒則氏の戸籍上の氏名は長谷川恒則、小室淑恵氏の戸籍上の氏名は石川淑恵であります。

2. 上記一覧表は、候補者の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	やす もと みち のぶ <b>保元道宣</b> (1965年9月13日)	2006年 5月 当社入社 2007年 3月 当社執行役員 2007年 9月 株式会社オンワード樫山執行役員 2009年 3月 当社執行役員 2011年 3月 当社常務執行役員 株式会社オンワード樫山常務執行役員 2014年 5月 当社取締役 株式会社オンワード樫山取締役常務執行役員 2014年 9月 同社取締役専務執行役員 2015年 3月 当社代表取締役社長 (現在に至る) 株式会社オンワード樫山取締役 2019年11月 株式会社オンワードデジタルラボ代表取締役社長	113,400株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 保元道宣氏は、経営企画部門、デジタル戦略部門、国際部門、企画部門等を歴任し、豊富な経験と高度な知識を有しております。現在代表取締役社長として、当社グループの経営執行責任者の立場で事業を遂行するとともに、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、引き続き取締役の候補者となりました。		
2	すず き つね のり <b>鈴木恒則</b> (戸籍上の氏名：長谷川恒則) (1958年4月2日)	1982年 4月 当社入社 2006年 3月 株式会社オンワード樫山執行役員 2007年 3月 同社常務執行役員 2012年 3月 グナキャランジャパン株式会社代表取締役社長 2015年 3月 当社常務執行役員 2017年 9月 株式会社オンワード樫山取締役専務執行役員 2018年 3月 当社専務執行役員国際事業担当 2019年 5月 当社専務取締役国際事業担当 2020年 3月 当社専務取締役 (現在に至る) 株式会社オンワード樫山代表取締役社長執行役員 (現在に至る) <b>〔重要な兼職の状況〕</b> 株式会社オンワード樫山代表取締役社長執行役員	56,600株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 鈴木恒則氏は、営業部門、国際部門を歴任し、豊富な経験と実績を有しております。現在は当社グループの中核事業会社である株式会社オンワード樫山の代表取締役社長執行役員として事業領域の拡大に努めるなど、適切な役割を果たしており、引き続き取締役の候補者となりました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	さとう おさむ 佐藤 修 (1966年8月15日)	2016年 1月 当社入社 2018年 3月 当社執行役員財務・経理担当 2020年 3月 当社執行役員財務・経理・IR担当 株式会社オンワードリゾート&ゴルフ代表取締役社長 (現在に至る) 2020年 5月 当社取締役財務・経理・IR担当 (現在に至る) 【重要な兼職の状況】 株式会社オンワードリゾート&ゴルフ代表取締役社長	8,300株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>佐藤氏は、当社グループの経理部門責任者を務め、財務・経理分野での専門的な知識や豊富な経験を有しております。現在当社グループのリゾート関連事業を統括する株式会社オンワードリゾート&amp;ゴルフ代表取締役社長を兼務するとともに、当社取締役として財務・経理・IRを担当し、当社グループ全体の財務戦略の構築など、適切な役割を果たしており、引き続き取締役の候補者いたしました。</p>			
4	いけ だいすけ 池田 大介 (1968年3月22日)	1991年 4月 当社入社 2018年 3月 当社執行役員経営企画・法務担当 2020年 3月 当社執行役員経営企画・秘書・広報・人財・総務担当 2020年 5月 当社取締役経営企画・人財・総務担当 2021年 3月 当社取締役経営企画・人財・総務・サステナブル経営担当 (現在に至る)	8,300株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>池田大介氏は、営業部門、管理部門を歴任し、豊富な経験と実績を有しております。当社グループの中核事業会社である株式会社オンワード樫山において主力ブランドの全国営業部門を統括し事業拡大を行うなどの経験があり、現在当社取締役として経営企画・人財・総務・サステナブル経営を担当し、当社グループにおける業務執行の監督など、適切な役割を果たしており、引き続き取締役の候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	かわもと あきら 川本 明 (1958年8月19日)	1981年4月 通商産業省（現：経済産業省）入省 1995年8月 経済協力開発機構（パリ） 2001年1月 資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課長 2009年7月 経済産業省経済産業政策局大臣官房審議官 2012年10月 アスパラントグループ株式会社シニアパートナー（現在に至る） 2013年4月 慶應義塾大学経済学部教授（現在に至る） 2014年3月 フューチャー株式会社社外取締役（現在に至る） 2018年5月 当社取締役（現在に至る）	0株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</b> 川本明氏は、長年にわたる行政での豊富な経験と学識経験者としての幅広い知識と見識を有しており、社外取締役として適任であると判断し、引き続き社外取締役の候補者いたしました。 また、独立の立場から当社の経営を監視・監督し、有益な助言・意見を得ることを期待しております。</p>			
6	こむろ よしえ 小室 淑恵 (戸籍上の氏名：石川淑恵) (1975年4月16日)	1999年4月 株式会社資生堂入社 2006年7月 株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長（現在に至る） 2008年4月 内閣府仕事と生活の調和連携推進・評価部会委員 2009年10月 金沢工業大学大学院客員教授（現在に至る） 2013年4月 内閣府子ども・子育て会議委員 2014年9月 産業競争力会議民間議員 2015年2月 文部科学省中央教育審議会委員 2017年6月 株式会社かんぽ生命保険社外取締役 2019年5月 当社取締役（現在に至る） 2020年4月 レッドフォックス株式会社社外取締役（現在に至る） 2020年11月 ClipLine株式会社社外取締役（現在に至る） 2020年12月 パシフィックコンサルタンツ株式会社社外取締役（現在に至る） 【重要な兼職の状況】 株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長	0株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</b> 小室淑恵氏は、経営者としての専門的見地と、政府関係の各種会議における有識者委員等を歴任している経験と見識を有しており、社外取締役として適任であると判断し、引き続き社外取締役の候補者いたしました。 また、独立の立場から当社の経営を監視・監督し、有益な助言・意見を得ることを期待しております。</p>			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新任</div> 知識賢治 （1963年1月27日）	1985年 4月 鐘紡株式会社入社 2004年 5月 株式会社カネボウ化粧品取締役兼代表執行役社長・最高執行責任者（COO） 2010年 6月 株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ代表取締役社長 2015年 8月 日本交通株式会社代表取締役社長 2018年 11月 株式会社SHIFT社外取締役（監査等委員） （現在に至る） 2020年 6月 石井食品株式会社社外取締役 （現在に至る）	0株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</b></p> <p>知識賢治氏は、経営者としての専門的見地と財務、会計、法務等の幅広い知識と見識を有しており社外取締役として適任であると判断し、新たに社外取締役の候補者いたしました。</p> <p>また、独立の立場から当社の経営を監視・監督し、有益な助言・意見を得ることを期待しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 川本明、小室淑恵の両氏は、社外取締役候補者であり、当社は、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所に対して、両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
3. 知識賢治氏は、社外取締役候補者であり、当社は、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書の提出を予定しております。
4. 小室淑恵氏が、2017年6月から2020年2月まで社外取締役に就任していた株式会社かんぽ生命保険においては、その在任中の2019年12月27日付で金融庁よりかんぽ生命保険商品の不適正な保険募集等に関し、業務の一部停止命令および業務改善命令を受けましたが、同氏は平素より法令順守および顧客の視点に立った提言を適宜行うとともに、当該事案の判明後には顧客保護や再発防止のための提言を行い、社外取締役としての職責を適切に遂行しておりました。
5. 役員等賠償責任保険契約について
- ① 当社では役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、これにより取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。
  - ② D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。
  - ③ 各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。
  - ④ D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
6. 社外取締役としての独立性および社外取締役との責任限定契約について
- (1) 社外取締役候補者の独立性について
    - ① 川本明氏の当社社外取締役に就任してからの期間は、本総会終結の時をもって3年間であります。
    - ② 小室淑恵氏の当社社外取締役に就任してからの期間は、本総会終結の時をもって2年間であります。
    - ③ 社外取締役候補者は、いずれも当社の「社外役員の独立性基準」（13～14頁）を満たしております。
  - (2) 社外取締役との責任限定契約について
 

当社は、社外取締役候補者である川本明、小室淑恵の両氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第427条第1項の最低責任限度額としております。川本明、小室淑恵の両氏の再任、知識賢治氏の新任が承認された場合、当社は3氏の間で上記責任限定契約を締結する予定であります。

## 【ご参考】

## 社外役員の独立性基準

当社は、社外役員（社外取締役および社外監査役）候補者が以下のいずれかに該当する場合、独立社外役員としての独立性を有しないものとみなします。

1. 当社の業務執行者(※1)が役員に就任している会社  
当社の業務執行者が役員に就任している会社の業務執行者
2. 主要な取引先関係  
当社を主要な取引先とする者(※2)もしくはその業務執行者または当社の主要な取引先(※3)もしくはその業務執行者
3. 当社の監査法人  
当社に係る会社法に基づく監査または金融商品取引法等に基づく監査を行う監査法人に所属する者
4. 社外専門家関係  
当社から役員報酬以外に多額(※4)の金銭その他の財産を得ている専門家(弁護士、会計士、税理士、弁理士、司法書士、コンサルタント等をいい、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者をいう)
5. 寄付先関係  
当社から多額(※5)の寄付を得ている者(当該寄付を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者をいう)
6. 大株主関係  
当社の議決権の10%以上を実質的に有する者または当該者の業務執行者
7. 過去該当者関係  
過去5年間上記1.から5.に該当していたことがある者
8. 近親者関係  
上記1.から7.のいずれか(重要でない者を除く)に該当する者の近親者

<注記>

- (※1) 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役員、支配人、従業員(顧問を含む)をいう。
- (※2) 「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその年間売上高の2%を超える支払いを当社から受けていた者をいう。
- (※3) 「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において、当社の年間売上高の2%を超える支払いを当社に行っていた者、または当社に対する融資残高が当社の総資産額の2%を超える額を占めていた者をいう。
- (※4) ここでいう「多額」とは、直近事業年度において得た財産の金額につき、当該財産を得ている者が個人の場合は年間1,000万円、また、その者が法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高または総収入の2%を超える金額をいう。
- (※5) ここでいう「多額」とは、直近事業年度において得た寄付の金額につき、年間1,000万円またはその総収入金額の2%のいずれか高い方を超える金額をいう。

### 第3号議案 社外取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2007年5月24日開催の第60回定時株主総会において「年額5億円以内（うち社外取締役3千万円以内）」としてご承認いただいております。コーポレート・ガバナンスの一層の強化をはかるため、第2号議案において社外取締役の1名増員を提案しており、また、今後ますます社外取締役の責務や期待される役割が増大すること等を勘案し、相当と考えられる金額として、取締役の報酬額の総額（年額5億円以内）は変更せず、社外取締役の報酬額のみを年額3千万円以内から年額5千万円以内に改定させていただきたいと存じます。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役は2名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名（うち社外取締役は3名）となります。

以 上

(提供書面)

## 事業報告(2020年3月1日から2021年2月28日まで)

### 1 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大による国内における2度の緊急事態宣言発令、各国での外出自粛令、海外渡航の禁止等による経済活動への影響から、先行きの不透明な状況が続いております。

当社はこのような厳しい経営環境の中、仕入の抑制や固定費の削減に努める一方で、前連結会計年度より実施しているグローバル事業構造改革の一環として、不採算事業であったイタリア事業などからの撤退、不採算ブランドの廃止、国内外の不採算店舗の撤退等を着実に遂行いたしました。

以上の結果、連結売上高は1,743億23百万円(前期比29.8%減)、連結営業損失は212億30百万円(前期は営業損失30億61百万円)、連結経常損失は201億74百万円(前期は経常損失38億35百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失は231億81百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純損失521億35百万円)となりました。

また、当社グループでは、新規事業の創出やM&A等を活用した事業基盤の強化・拡大による成長を加速していく中で、会計基準の差異にとらわれることなく企業比較を容易にすることを目的とし、EBITDA(営業利益+減価償却費およびのれん償却費)を経営指標としております。

なお、当連結会計年度のEBITDAは△153億43百万円(前期は50億79百万円)となりました。

当連結会計年度における事業セグメント別の概況は次のとおりであります。

## アパレル関連事業

売上高 1,394億22百万円 前期比 67.9%

国内事業は、BtoBのユニフォーム事業を営むオンワード商事株式会社、Eコマースを主力販路とするティアクラッセ株式会社等で増益となりました。直営オンラインストア「オンワード・クローゼット」をはじめとしたEコマースへの販路シフトは進んでいるものの、新型コロナウイルス感染症の影響によってリアル販路の売上高が減少し、株式会社オンワード樫山等で減収減益となり、国内事業としては減収減益となりました。

海外事業は、前連結会計年度より実施しているグローバル事業構造改革によるコスト削減効果があったものの、新型コロナウイルス感染症の影響が欧州・米国で継続し、海外事業としては減収減益となりました。

以上の結果、売上高は1,394億22百万円（前期比32.1%減）、営業損失は201億65百万円（前期は営業損失34億25百万円）となりました。

## ライフスタイル関連事業

売上高 349億1百万円 前期比 81.2%

ライフスタイル関連事業は、カタログギフト事業を営む株式会社大和において増収増益となりましたが、リゾート事業を営むオンワードビーチリゾートグアムINC.等において、第2四半期連結会計期間よりグアム島で外出自粛令が続いている事により減収となりました。

以上の結果、売上高は349億1百万円（前期比18.8%減）、営業利益は1億47百万円（前期比90.5%減）となりました。

## 事業セグメント別売上高

		売上高 (百万円)	増減率 (%)
アパレル関連事業	国内	103,648	△34.8%
	海外	35,774	△22.8%
	計	139,422	△32.1%
ライフスタイル関連事業		34,901	△18.8%
合計		174,323	△29.8%

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は65億1百万円であります。その主なものは、売場設備の新設、改装および事業所の取得に関するものであります。

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、新型コロナウイルス感染症による事業への影響が長期化するリスクを勘案し、新たにコミットメントライン契約を締結し、200億円の新規枠を設定いたしました。当社は従来からシンジケート形式でのコミットメントラインを設定しており、今回の新規枠設定により極度額は500億円となります。

### (4) 対処すべき課題

日本のファッション市場は成熟化し、グローバルな企業競争の下、消費者の選別はより厳しさを増しております。また人口減少・少子高齢化による人口構成の構造的な変化のなか、ライフスタイルに応じて流通を使い分ける選択消費や、消費者の嗜好の多様化などが進んでおります。

当社グループが対処すべき課題は、このような経営環境の変化に対応し、消費者に対して価値ある商品やサービスを提供するとともに、グローバル事業構造改革を推進し、事業の選択と集中を一層進めることで収益拡大をはかり、成長性を高めることにあります。

### ① 国内事業について

当社グループは、「提供価値の多様化」と「顧客基盤の拡大」を推進するとともに、時代に合わせて進化させ、事業の効率化をはかっております。

既存ブランドでは、衣料品を中心としたお客様視点での商品価値の向上をはかり、お客様の満足と利便性を高めるコト・サービスの提供を拡充するデジタル・トランスフォーメーション戦略を推進し、Eコマースの拡充により収益性を向上させてまいります。

また、マスカスタマイゼーションに対応した次世代の基幹事業として、オーダーメイドスーツの「KASHIYAMA」事業を推進するとともに、コスメティックやウェルネス、ギフトなどのライフスタイル関連事業の拡大をはかってまいります。

### ② 海外事業について

当社グループは、グローバル事業構造改革により事業の最適化を推進しております。

欧州地区では、不採算となっていた生産事業およびジル・サンダー事業の整理・売却が完了し、今後ジョゼフ事業の運営効率化を進め、収益力の改善をはかってまいります。

アジア地区では、中国において外部パートナーとの取組みを行い、今後はインターネットビジネスの拡大や新たな販路の開拓など、マーケットの変化に柔軟に対応する成長戦略を推進してまいります。

北米地区では、J.P.R.E.S.Sブランドに加えて、オーダーメイドスーツの「KASHIYAMA」事業を開始し、中期的な視点から必要な投資を行いながら事業拡大へ向けた取組みを実行しております。

### ③ 商品開発について

当社グループは、常に新鮮で、付加価値の高い商品を消費者に提案していくことが使命であると考えております。そのために、グローバルネットワークによるファッショントレンド情報や当社グループ生産プラットフォーム基盤の技術力・開発力を活用して「ファッション」「テクノロジー」「クオリティ」の3つの側面から新たなアイテムを開発し、「新しい豊かさ」を提案してまいります。

### ④ 生産体制およびS C M（サプライチェーンマネジメント）推進について

当社グループは、商品の適地生産を基本としており、具体的には中国では協力工場との取り組みの強化および当社グループ工場の積極活用と物流拠点の効率化を進め、ベトナムなど中国以外の生産拠点の拡大による安定的な生産力確保も推進しております。

また、国内ではJ∞QUALITY(ジェイ クオリティ)の発足や高品質・高付加価値商品のニーズの高まりを受け、より一層の協力工場との関係強化に積極的に取り組んでおります。

#### ⑤ CSR（企業の社会的責任）とコンプライアンスについて

CSR経営につきましては、お客様をはじめとするすべてのステークホルダーから信頼される企業として、社会的企業価値を高める重要な経営課題と認識しております。

当社グループは、生活文化企業として豊かな人間生活づくりに貢献するとともに、「地球環境の保全」を経営の重要課題として捉え、人と環境にやさしい企業をめざしております。「この地球（ほし）を想う。この服をまとう。」を環境コンセプトとして定め、ファッションを基軸とした様々な企業活動を通じて、「地球と、世界の人々との共生」をめざしたチャレンジを続けております。たとえば、長くご愛用いただける高品質な商品の提供、環境への負荷を低減する最先端の技術や商品およびサービスの開発、衣料品の循環システムの構築をめざす「オンワード・グリーン・キャンペーン」の実施、社屋の省エネ化、土佐山オンワード“虹の森”での森林保全活動などの取り組み等による、環境・社会貢献活動を推進しております。

コンプライアンスにつきましては、社会全体からコンプライアンス体制の充実がますます求められており、これを経営上の重要課題と位置付け、またコーポレート・ガバナンスの体制強化をはかることにより、お客様や株主の皆様はもとより社会全体から高い信頼を得るよう努めてまいります。具体的には、コンプライアンス活動のあり方や倫理上の規範を示した「コンプライアンスマニュアル」を作成し、オンワードグループコンプライアンス委員会が中心となり、社内研修の実施など継続的な啓蒙活動を行い、周知徹底をはかっております。また、当社グループは、一般社団法人日本アパレルクオリティセンターを通じて、品質管理等に関するノウハウを活用した製品品質の維持および向上に努め、お客様の満足度をさらに高めていくとともに、SCMにおきましても、「オンワード認定工場制度」を通じて、協力工場の労働環境の改善に取り組んでおります。

個人情報保護法につきましても、「個人情報保護ガイドライン」を作成し、全役員および全従業員を対象に研修を実施し、継続的な啓蒙を行っております。

株主の皆様におかれましては、今後ともなにとぞ格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	2017年度 第71期	2018年度 第72期	2019年度 第73期	2020年度 第74期
売 上 高 (百万円)	243,075	240,652	248,233	174,323
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	5,928	5,161	△3,835	△20,174
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失 (△) (百万円)	5,366	4,948	△52,135	△23,181
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	36.97	35.24	△383.97	△171.18
総 資 産 (百万円)	278,133	287,554	234,316	196,052
純 資 産 (百万円)	168,152	162,210	94,036	59,509

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

## (6) 重要な子会社等の状況

### ① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
<b>重要な子会社</b>		%	
株式会社オンワード樫山	100百万円	100.0	衣料品等の製造販売
オンワード商事株式会社	410百万円	100.0	衣料品等の製造販売
株式会社大和	60百万円	100.0	カタログギフト等の企画販売
チャコット株式会社	100百万円	100.0	ダンス用品の製造販売
株式会社アイランド	10百万円	100.0	衣料品等の製造販売
株式会社クリエイティブヨーコ	100百万円	100.0	ペットファッション、なごみ雑貨の製造販売
株式会社オンワードパーソナルスタイル	100百万円	100.0	衣料品等の製造販売
株式会社オンワードクリエイティブセンター	20百万円	100.0	商業施設等の企画・設計・施工
オンワードイタリア S. p. A.	60,000千ユーロ	100.0	衣料品等の製造販売
ジョゼフ L T D.	349千英ポンド	100.0	衣料品等の製造販売
オンワードビーチリゾートグアムINC.	54,989千米ドル	※ 100.0	ホテルおよびリゾート施設の運営管理

(注) ※印は、間接保有の議決権が含まれております。

### ② 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社オンワード樫山	東京都中央区日本橋三丁目10番5号	36,025百万円	162,749百万円

## (7) 主要な事業内容

当社グループは、アパレル関連事業（紳士服、婦人服等の繊維製品の企画、製造および販売）を主な事業内容とし、さらにライフスタイル関連事業を行っております。

## (8) 主要な事業所

会社名	名称	所在地
当 社	本 社	東京都中央区
株 式 会 社 オ ン ワ ー ド 榎 山	本社・オンワードパークビルディング	東京都中央区
	オンワードベイパークビルディング	東京都港区
	近 畿 エ リ ア	大阪府大阪市中央区
	九 州 ・ 沖 縄 エ リ ア	福岡県福岡市中央区
	東 海 ・ 北 陸 地 エ リ ア	愛知県名古屋市中村区
	北 海 道 エ リ ア	北海道札幌市中央区
	東 北 エ リ ア	宮城県仙台市青葉区
	中 国 ・ 四 国 エ リ ア	広島県広島市西区
	オンワード習志野オペレーションセンター	千葉県習志野市
港オペレーションセンター	大阪府大阪市港区	
オ ン ワ ー ド 商 事 株 式 会 社	本 社	東京都千代田区
株 式 会 社 大 和	本 社	長野県安曇野市
チ ャ コ ッ ト 株 式 会 社	本 社	東京都渋谷区
株 式 会 社 ア イ ラ ン ド	本 社	東京都渋谷区
株 式 会 社 ク リ エ イ テ ィ ブ ヨ ー コ	本 社	長野県長野市
株 式 会 社 オ ン ワ ー ド パ ー ソ ナ ル ス タ イ ル	本 社	東京都港区
株 式 会 社 オ ン ワ ー ド ク リ エ イ テ ィ ブ セ ン タ ー	本 社	東京都中央区
オ ン ワ ー ド イ タ リ ア S. p. A.	本 社	伊国 ミラノ
ジ ヨ ゼ フ L T D.	本 社	英国 ロンドン
オ ン ワ ー ド ビ ー チ リ ゾ ー ト グ ア ム I N C.	本 社	米国 グアム

**(9) 従業員の状況**

従業員数	前期末比増減
7,498名	△1,433名

- (注) 1. 上記従業員の他に期中平均2,470名の臨時従業員（臨時販売員、パートタイマー等）を雇用しております。  
 2. 前期末比増減は、雇用区分の変更に伴い過年度数値を組み替えた上で算出しております。

**(10) 主要な借入先の状況**

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	39,767百万円
株式会社三菱UFJ銀行	17,651百万円
株式会社みずほ銀行	11,998百万円

## 2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 400,000,000株

(2) 発行済株式の総数 157,921,669株

(注) 発行済株式の総数には、自己株式22,322千株が含まれております。

(3) 株 主 数 35,657名

(4) 大 株 主 (自己株式を除く)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
公 益 財 団 法 人 樫 山 奨 学 財 団	8,710	6.4
オ ン ワ ー ド ホ ー ル デ ィ ン グ ス 取 引 先 持 株 会	5,163	3.8
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )	5,066	3.7
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	4,671	3.4
志 野 文 哉	4,201	3.0
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	4,200	3.0
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	3,182	2.3
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,931	2.1
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	2,660	1.9
株 式 会 社 三 越 伊 勢 丹	2,301	1.6

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
2. 当社は、自己株式22,322千株を保有しております。  
3. 持株比率は、自己株式22,322千株を控除して計算しております。

### 3 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

発行回数 (発行日)	新株予約 権の数	新株予約権の 目的となる 株式の種類 および数	1株当たり の発行価額	権利行使時 1株当たり 振込金額	権利行使期間	保有状況
第4回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2008年6月20日)	66個	当社普通株式 6,600株	905円	1円	2008年6月21日から 2038年2月28日まで	取締役 2名 50個 監査役 1名 16個
第5回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2009年3月18日)	256個	当社普通株式 25,600株	362円	1円	2009年3月19日から 2039年2月28日まで	取締役 2名 159個 監査役 2名 97個
第7回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2010年3月19日)	162個	当社普通株式 16,200株	475円	1円	2010年3月20日から 2040年2月29日まで	取締役 2名 123個 監査役 1名 39個
第9回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2011年3月18日)	267個	当社普通株式 26,700株	444円	1円	2011年3月19日から 2041年2月28日まで	取締役 2名 154個 監査役 2名 113個
第11回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2012年3月19日)	311個	当社普通株式 31,100株	444円	1円	2012年3月20日から 2042年2月28日まで	取締役 2名 180個 監査役 2名 131個
第13回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2013年3月18日)	276個	当社普通株式 27,600株	572円	1円	2013年3月19日から 2043年2月28日まで	取締役 2名 138個 監査役 2名 138個
第15回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2014年3月20日)	267個	当社普通株式 26,700株	466円	1円	2014年3月21日から 2044年2月29日まで	取締役 2名 103個 監査役 2名 164個
第16回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2014年6月20日)	79個	当社普通株式 7,900株	526円	1円	2014年6月21日から 2044年6月20日まで	取締役 1名 79個

- (注) 1. 当社社外取締役および社外監査役に対しましては、新株予約権を交付していません。
2. 当社監査役に対しましては、第3回以降は新株予約権を交付していません。
3. 上記のうち、第4回、第5回、第7回、第9回、第11回、第13回、第15回の新株予約権は、当社取締役就任前に付与されたものであります。
4. 上記のうち、監査役が保有している第4回、第5回、第7回、第9回、第11回、第13回、第15回の新株予約権は、当社監査役就任前に付与されたものであります。
5. 新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、当社取締役および監査役の地位を喪失した日の翌日から1年経過した日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- (2) 新株予約権の全部または一部を行使することはできるが、各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
6. 新株予約権の譲渡に関する事項  
新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

## (2) 当事業年度中に当社の執行役員、当社子会社の取締役および執行役員に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## 4 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役に関する事項

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	保元道宣	株式会社オンワード樺山取締役
		株式会社オンワードデジタルラボ代表取締役社長
専務取締役	鈴木恒則	株式会社オンワード樺山代表取締役社長
取締役	佐藤修	財務・経理・IR担当
		株式会社オンワードリゾート&ゴルフ代表取締役社長
取締役	池田大介	経営企画・人財・総務担当
取締役	川本明	
取締役	小室淑恵	株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長
常勤監査役	吉里博一	株式会社オンワード樺山監査役
常勤監査役	一瀬久幸	株式会社オンワード樺山監査役
監査役	梅津立	
監査役	草野満代	有限会社草野事務所代表取締役

- (注) 1. 取締役川本明、小室淑恵の両氏は社外取締役であり、当社は、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所に対して、両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
2. 監査役梅津立、草野満代の両氏は社外監査役であり、当社は、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所に対して、両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
3. 監査役吉里博一氏は、当社グループの経理部門責任者の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役梅津立氏は、弁護士として特に資本市場取引とファイナンス取引に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## 5. 当事業年度中に退任した取締役および監査役

退任時の会社における地位	氏名	退任日
代表取締役専務	大澤道雄	2020年5月28日
専務取締役	一瀬久幸	2020年5月28日
常勤監査役	青山仁	2020年5月28日
監査役	矢部丈太郎	2020年5月28日
監査役	大橋一章	2020年5月28日

(注) 上記の取締役2名は、任期満了による退任であります。  
上記の監査役3名は、任期満了による退任であります。

## 6. 当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員は2021年2月28日現在以下のとおりであります。

専務執行役員	今村秀一
常務執行役員	武内健司
常務執行役員	江頭毅
常務執行役員	樋口剛宏
執行役員	坂本智彦
執行役員	清家彦三郎

## (2) 役員報酬等の額の決定に関する方針

### ① 報酬体系と内容

役員報酬等は、基本報酬、賞与および自社株取得目的報酬で構成しております。

#### イ. 基本報酬

取締役および監査役を対象として、常勤・非常勤、担当役割、職位、在任年数、個人別評価等を勘案し、取締役については取締役会にて、監査役については監査役の協議にて決定いたします。

#### ロ. 賞与

取締役を対象として、過年度の連結業績等に基づき支給いたします。但し、社外取締役へは支給しておりません。

#### ハ. 自社株取得目的報酬

取締役を対象として、株価上昇および業績向上への意欲や士気を高めることを目的として支給いたします。但し、社外取締役へは支給しておりません。

### ② 決定方法

取締役の基本報酬、賞与および自社株取得目的報酬は、2007年5月24日開催の第60回定時株主総会の決議により定められた報酬限度額（年額500百万円以内）の範囲内において、取締役会の決議により決定しております。

監査役の基本報酬は、1995年5月25日開催の第48回定時株主総会の決議により定められた報酬限度額（年額60百万円以内）の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

## (3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役（うち社外取締役）	8名（2名）	205百万円（24百万円）
監査役（うち社外監査役）	7名（4名）	52百万円（16百万円）
合計	15名	258百万円

- (注) 1. 当事業年度末現在の人員は、取締役6名、監査役4名であります。
2. 取締役の人数には、2020年5月28日開催の第73回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。また、報酬等の総額には当該取締役の退任までの在任期間に対する報酬等を含んでおります。
3. 監査役の人数には、2020年5月28日開催の第73回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役3名を含んでおります。また、報酬等の総額には当該監査役の退任までの在任期間に対する報酬等を含んでおります。

#### (4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係  
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会 出席回数 (出席率)	監査役会 出席回数 (出席率)	主な活動状況
取締役	川本 明	11/11回 (100%)	—	必要に応じ行政での豊富な経験と学識経験者としての幅広い知見から発言を行っております。
取締役	小室 淑恵	11/11回 (100%)	—	必要に応じ経営者としての専門的見地と政府関係の各種会議委員としての経験と見識から発言を行っております。
監査役	梅津 立	9/9回 (100%)	11/11回 (100%)	弁護士としての豊富な知識と高い見識・専門性と資本市場取引における豊富な知識と経験から発言を行っております。
監査役	草野 満代	9/9回 (100%)	11/11回 (100%)	長年のメディア業界での経験と政府関係の各種会議委員としての経験と豊富な知識から発言を行っております。

#### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役として有用な人材を迎えるべく、また、社外監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、現行定款において、社外取締役および社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、社外取締役である川本明、小室淑恵の両氏、および、社外監査役である梅津立、草野満代の両氏は、当社との間で、責任限定契約を締結しております。

当該責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

- イ. 社外取締役および社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ロ. 上記の責任限定が認められているのは、当該社外取締役および社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

## 5 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当社が支払うべき監査証明業務についての報酬等の額	103百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	171百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、当事業年度の監査計画の内容や過年度の監査計画と実績の状況等を確認し、報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 会計監査人に対して監査証明業務以外の財務内容調査等を委託しその対価を支払っております。
4. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の会計監査を受けております。
5. 当事業年度における上記の報酬の額以外に、前事業年度に係る追加報酬が9百万円あります。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に向けた「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議しております。

基本方針の内容は、以下のとおりです。

#### 「内部統制システムの整備に関する基本方針」

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関して以下のとおり定め、その方針に基づく内部統制システムおよび効率的で適法な企業体制を構築する。

#### 1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、取締役および使用人に法令および社内規定の遵守を徹底するため、「オンワードグループコンプライアンス規定」を基本方針とする。
- ② 取締役会は、コンプライアンス体制の統轄組織として、オンワードグループコンプライアンス委員会を設置し、その責任者として代表取締役を委員長に任命する。また、コンプライアンス所管部門をコンプライアンス部とし、「オンワードグループコンプライアンス規定」に基づく「コンプライアンスマニュアル」によりオンワードグループのコンプライアンス体制の構築および整備を推進する。
- ③ オンワードグループコンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制の浸透をはかる。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役会は、「規定管理規定」「文書管理規定」により適切な情報の保存および管理を行う。
- ② 取締役は、その職務の執行に係る文書および重要な情報を、各担当職務に従い、適切に保存し管理する。
- ③ 情報管理の所管部門をコンプライアンス部とする。

### 3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 取締役会は、リスク管理体制の構築のために「オンワードグループリスク管理規定」に従った管理体制を整備し運用する。
- ② リスク管理体制の所管部門をコンプライアンス部とする。
- ③ コンプライアンス部は、リスク管理体制の整備、問題点の把握、リスク管理体制に係る計画を策定し、取締役会に報告し、天災リスク、情報システムリスク、その他事業の継続に著しく大きな影響を及ぼすリスク等に対して適切な体制を整備する。
- ④ 取締役会は、必要に応じて外部専門家等との連携をはかり、適切なリスク対応を行う。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、「役員就業規定」および「職務権限規定」により、取締役、執行役員および使用人の職務執行の効率化に努める。
- ② 取締役会は、職務執行を効率的に行うため、執行役員を任命するとともに、「オンワードグループりん議処理規定」により、適切な監督を行う。
- ③ 取締役会の監督機能の強化、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実をはかるため、取締役会の諮問機関として、過半数が独立社外取締役で構成される「指名報酬委員会」を設置し、取締役の指名・報酬等に係る評価・決定プロセスの透明性および客観性を担保する。

### 5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① オンワードグループコンプライアンス委員会は、事業会社コンプライアンス責任者を任命する。
- ② オンワードグループコンプライアンス委員会は、コンプライアンス部と連動し適切な教育活動、啓蒙活動を実施し、「コンプライアンスマニュアル」の浸透をはかり、適正に機能するコンプライアンス体制の充実、およびそのチェックを行う。
- ③ 「オンワードグループ内部通報規定」に基づき、情報伝達および通報窓口（オンワードグループ「ホイッスルライン」）を社内および社外に設置し、運営する。
- ④ 内部監査室は、各部門における業務が、法令、定款、規定、マニュアルおよび社内通達等に従い適正かつ効率的に執行されるよう業務遂行体制の構築計画策定を行い、取締役会に報告する。

## 6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役会は、当社およびオンワードグループ各社における業務の適正を確保するため、各社の経営については自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告を受け、重要案件についてはりん議および協議を行う。

### (1) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 経営上重要な決定をする場合は、「オンワードグループりん議処理規定」に基づき当社へ報告を行う。
- ② 業績についてグループ会議等で定期的に当社へ報告を行う。
- ③ 業務上重要な事項が発生した場合は、その都度当社へ報告を行う。

### (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 取締役会は、リスク管理体制の構築のために「オンワードグループリスク管理規定」に従った管理体制を整備し運用する。
- ② 子会社のリスク管理体制の所管部門を当社のコンプライアンス部とする。
- ③ 当社のコンプライアンス部は、子会社のリスク管理体制の整備、問題点の把握、リスク管理体制に係る計画を策定し、取締役会に報告し、天災リスク、情報システムリスク、その他事業の継続に著しく大きな影響を及ぼすリスク等に対して適切な体制を整備する。
- ④ 取締役会は、必要に応じて外部専門家等との連携をはかり、適切なリスク対応を行う。

### (3) 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、子会社に係る「役員就業規定」および「職務権限規定」により、子会社の取締役、執行役員および使用人の職務執行の効率化に努める。
- ② 子会社の取締役会は、子会社の取締役の職務執行を効率的に行うため、執行役員を任命するとともに、「オンワードグループりん議処理規定」により、適切な監督を行う。

### (4) 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① オンワードグループコンプライアンス委員会は、子会社のコンプライアンス責任者を任命する。
- ② オンワードグループコンプライアンス委員会は、当社のコンプライアンス部と連動し子会社について適切な教育活動、啓蒙活動を実施し、「コンプライアンスマニュアル」の浸透をはかり、適正に機能するコンプライアンス体制の充実、およびそのチェックを行う。

- ③ 「オンワードグループ内部通報規定」に基づき、情報伝達および通報窓口（オンワードグループ「ホイッスルライン」）を当社内および社外に設置し、運営する。
  - ④ 当社の内部監査室は、子会社の各部門における業務が、法令、定款、規定、マニュアルおよび社内通達等に従い適正かつ効率的に執行されるよう業務遂行体制の構築計画策定を行い、取締役会に報告する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役が必要とするときには、補助すべき使用人を監査役会の事務局として設置する。
8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役を補助すべき使用人の任命、異動および人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得るものとする。
  - ② 監査役を補助すべき使用人の人事考課は、監査役が行う。
9. 監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 補助使用人は、監査役の指揮命令に従わなければならない。
  - ② 取締役および使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
  - ③ 補助使用人は、必要に応じて外部専門家等の監査業務に関する助言を受けることができる。
10. 監査役への報告に関する体制
- (1) 当社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制
    - ① 代表取締役および担当取締役は、取締役会等の重要な会議において、業務の執行状況および経営に大きな影響を及ぼす重要課題の報告を行う。
    - ② 取締役、執行役員および使用人は、監査役が報告を求めた場合は、迅速かつ適切に監査役に報告を行う。
  - (2) 子会社の取締役、監査役、および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

子会社の取締役、監査役、および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、業務の執行状況および経営に大きな影響を及ぼす重要課題について、迅速かつ適切に報告を行う。

11. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社および子会社は、報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

12. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

13. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、情報や意見交換を行う。
- ② 監査役会は、監査の実施にあたり、必要に応じて外部専門家等を活用する。

14. 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係をもたない。また、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

15. 財務報告の信頼性を確保するための体制

内部監査室は、取締役会の指示により、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、金融商品取引法およびその他の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築および整備を推進する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

1. コンプライアンスに関する取り組み

当社は、コンプライアンス体制の統括組織として、代表取締役を委員長とするオンワードグループコンプライアンス委員会を設置しております。オンワードグループコンプライアンス委員会は、毎年体制の見直しを行っており、当期も事業会社コンプライアンス責任者を新たに任命し、適切な体制で教育活動、啓蒙活動を実施いたしました。また、必要に応じてコンプライアンス委員会を開催し、問題の早期発見と業務改善を実施いたしました。

## 2. リスク管理体制に関する取り組み

当社は、リスク管理については、コンプライアンス部が所管部門となり「オンワードグループリスク管理規定」に基づき、リスク管理体制の整備や問題点の把握、リスク管理体制に係る計画を策定し、取締役会へ報告をいたしました。また、「オンワードグループ内部通報規定」に基づき、情報伝達および通報窓口（オンワードグループ「ホイッスルライン」）を継続して社内および社外に設置し、問題の未然防止、早期発見および業務改善に努めました。

## 3. 業務執行の適正性や効率性に関する取り組み

当社は、グループ各社の事業内容については、四半期ごとに開催する決算報告会、決算会議、予算会議等で報告を受けました。グループ各社において重要な案件が発生した場合には、「オンワードグループりん議処理規定」に基づき、りん議および協議を行い決定いたしました。また、財務報告に係る内部統制については、内部監査室が財務報告の信頼性に及ぼす影響を鑑みて、期初に評価範囲の見直しを行い、選定した主要なグループ会社に対して、内部統制の有効性の評価を実施いたしました。

## 4. 監査役の監査に関する取り組み

監査役は、取締役会、決算会議、予算会議等の重要な会議に出席するとともに、定期的に代表取締役との会合を持ち、情報や意見の交換を実施いたしました。会計監査人との関係においては、監査計画の説明、四半期レビューの結果報告、監査結果の報告を受けたほか、適宜、監査状況を聴取するなど情報交換や意見交換を行いました。また、当社およびグループ各社に対しては、必要に応じて往査を行い、業務の適正性を確認いたしました。

### (3) 会社の支配に関する基本方針

#### 1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付等の提案の中には、株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものや、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるもの、あるいはステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないものなどもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

## 2. 基本方針実現のための取り組みの具体的な内容

### ① 基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、「人々の生活に潤いと彩りを与えるおしゃれの世界」を事業領域に定め、「ファッション」を生活文化として提案することによって新しい価値やライフスタイルを創造し、人々の豊かな生活づくりへ貢献することを経営の基本方針としております。

中長期的な経営戦略は、ファッションを基軸とした生活文化企業としてブランドを磨き上げ、その価値の極大化をはかる「ブランド軸経営」を基本戦略にし、「独自の企画力」、「クオリティとコストバランスのとれた生産」、「売れ筋の追加体制」、「機敏な物流体制」、「強力な販売力」、「魅力ある売場環境」、「話題性のある広告宣伝」そして「最新の情報システムの活用」の基本項目を強化・進化させ、事業規模の拡大と経営基盤の強化をはかることがブランド価値の創造、企業価値向上につながると考えております。

また、継続的に企業価値を高めることをめざし、コーポレート・ガバナンス体制を強化し、経営効率の向上および経営の健全性の向上に努め、顧客や株主の皆様はもとより社会全体から高い信頼を得るよう取り組んでまいりました。

2005年より独立性の高い社外取締役・社外監査役を選任しており、独立役員である社外取締役2名・社外監査役2名を選任し、経営に対する監視機能の強化をはかっております。

また、従来より執行役員制度を採用しており、さらに取締役の任期を1年としております。

以上を着実に実行することで、当社の持つ経営資源を有効に活用するとともに、様々なステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させることが、当社および当社グループの企業

価値・株主共同の利益の向上に資すると考えております。

- ② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる基本方針として「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を定めるとともに、2008年5月29日開催の当社定時株主総会において株主の皆様にご賛同をいただき、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針決定が支配されることを防止するための取り組みとして、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」(以下「本プラン」といいます。)を導入しました。その後、2017年5月25日開催の当社定時株主総会の決議により更新し継続してまいりました。

当社は、本プランを導入以降も企業価値の向上、株主還元の充実、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいりました。

また、経営環境の変化および買収防衛策に関する近時の動向、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見、コーポレート・ガバナンスに関する議論の推移等を踏まえ、本プランについて慎重に検討を続けてまいりました。その結果、当社は買収防衛策の必要性が相対的に低下したものと判断し、本プランの有効期間が満了する2020年5月28日開催の第73回定時株主総会の終結の時をもって本プランを取締役会にて廃止することを決議し、同定時株主総会終結の時をもって本プランは廃止されました。

なお、本プランの終了後も引き続き、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に取り組むとともに、当社株式の大規模買付行為が行われた場合には、株主の皆様が当該行為の是非を適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求めてまいります。併せて、当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様への検討のための情報と時間の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき適切な措置を講じてまいります。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率等について持株比率は表示桁未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入しております。

## 連結貸借対照表 (2021年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資産の部</b>	<b>196,052</b>	<b>負債の部</b>	<b>136,543</b>
<b>流動資産</b>	<b>80,460</b>	<b>流動負債</b>	<b>99,549</b>
現金及び預金	21,301	支払手形及び買掛金	13,472
受取手形及び売掛金	18,251	電子記録債務	8,484
商品及び製品	28,909	短期借入金	56,566
原材料及び貯蔵品	4,435	1年内返済予定長期借入金	5,052
仕掛品	1,010	未払金	1,667
その他の流動資産	6,829	未払費用	6,132
貸倒引当金	△277	未払法人税等	669
<b>固定資産</b>	<b>115,592</b>	未払消費税等	954
<b>有形固定資産</b>	<b>69,070</b>	賞与引当金	589
建物及び構築物	21,588	役員賞与引当金	25
機械装置及び運搬具	880	返品調整引当金	125
工具器具備品	2,652	ポイント引当金	636
土地	35,259	その他の流動負債	5,173
その他の有形固定資産	8,689	<b>固定負債</b>	<b>36,993</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>10,667</b>	長期借入金	16,430
ソフトウェア	4,800	再評価に係る繰延税金負債	761
のれん	5,251	退職給付に係る負債	3,482
その他の無形固定資産	615	役員退職慰労引当金	232
<b>投資その他の資産</b>	<b>35,854</b>	預り保証金	1,281
投資有価証券	14,312	リース債務	11,615
長期貸付金	1,662	その他の固定負債	3,189
長期前払費用	440	<b>負債合計</b>	<b>136,543</b>
繰延税金資産	7,486	<b>純資産の部</b>	<b>59,509</b>
差入保証金	5,830	<b>株主資本</b>	<b>68,926</b>
その他の投資	6,413	資本金	30,079
貸倒引当金	△292	資本剰余金	50,390
<b>資産合計</b>	<b>196,052</b>	利益剰余金	9,321
		自己株式	△20,865
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△12,202</b>
		その他有価証券評価差額金	△1,939
		繰延ヘッジ損益	15
		土地再評価差額金	△7,864
		為替換算調整勘定	△1,669
		退職給付に係る調整累計額	△744
		<b>新株予約権</b>	<b>138</b>
		<b>非支配株主持分</b>	<b>2,646</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>59,509</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>196,052</b>

## 連結損益計算書 (2020年3月1日から2021年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		174,323
売上原価		104,601
<b>売上総利益</b>		<b>69,721</b>
販売費及び一般管理費		90,952
<b>営業損失</b>		<b>21,230</b>
営業外収益		
受取利息及び配当金	249	
受取地代及び家賃	1,434	
助成金収入	884	
その他の収益	963	3,530
営業外費用		
支払利息	595	
売場什器除却損	213	
為替差損	443	
持分法投資損失	70	
賃貸費用	519	
その他の費用	632	2,474
<b>経常損失</b>		<b>20,174</b>
特別利益		
固定資産売却益	8,416	
投資有価証券売却益	8	
関係会社株式売却益	154	
雇用調整助成金等	1,696	
その他の特別利益	237	10,513
特別損失		
事業整理損	953	
臨時休業等による損失	3,893	
固定資産処分損	281	
減損損失	3,299	
投資有価証券評価損	1,685	
関係会社株式売却損	5,171	
その他の特別損失	614	15,899
税金等調整前当期純損失		25,560
法人税、住民税及び事業税	814	
法人税等調整額	△3,706	△2,892
当期純損失		22,668
非支配株主に帰属する当期純利益		513
親会社株主に帰属する当期純損失		23,181

# 連結株主資本等変動計算書 (2020年3月1日から2021年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益
当期首残高	30,079	50,043	46,338	△21,437	105,023	△4,581	22
会計方針の変更による累積的影響額			△10,011		△10,011		
会計方針の変更を反映した当期首残高	30,079	50,043	36,326	△21,437	95,012	△4,581	22
当期変動額							
剰余金の配当			△3,240		△3,240		
親会社株主に帰属する当期純損失			△23,181		△23,181		
自己株式の取得				△0	△0		
自己株式の処分			△225	571	345		
土地再評価差額金の取崩			△356		△356		
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		347			347		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						2,642	△7
当期変動額合計	-	347	△27,005	571	△26,085	2,642	△7
当期末残高	30,079	50,390	9,321	△20,865	68,926	△1,939	15

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主分	純資産合計
	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△9,285	△604	△762	△15,211	484	3,740	94,036
会計方針の変更による累積的影響額							△10,011
会計方針の変更を反映した当期首残高	△9,285	△604	△762	△15,211	484	3,740	84,025
当期変動額							
剰余金の配当							△3,240
親会社株主に帰属する当期純損失							△23,181
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							345
土地再評価差額金の取崩							△356
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							347
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,421	△1,065	17	3,008	△345	△1,093	1,569
当期変動額合計	1,421	△1,065	17	3,008	△345	△1,093	△24,516
当期末残高	△7,864	△1,669	△744	△12,202	138	2,646	59,509

## 貸借対照表 (2021年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資産の部</b>	<b>162,749</b>	<b>負債の部</b>	<b>91,473</b>
<b>流動資産</b>	<b>10,645</b>	<b>流動負債</b>	<b>69,914</b>
現金及び預金	3,084	短期借入金	62,073
短期貸付金	13,058	1年内返済予定長期借入金	4,940
未収入金	4,320	未払金	1,899
未収還付法人税等	1,504	未払費用	684
その他の流動資産	622	賞与引当金	27
貸倒引当金	△11,943	その他の流動負債	290
<b>固定資産</b>	<b>152,103</b>	<b>固定負債</b>	<b>21,558</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>18,897</b>	長期借入金	15,350
建物	3,749	再評価に係る繰延税金負債	357
構築物	74	関係会社投資損失引当金	4,898
工具器具備品	359	預り保証金	949
土地	14,701	その他の固定負債	3
その他の有形固定資産	12	<b>負債合計</b>	<b>91,473</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>1,053</b>	<b>純資産の部</b>	<b>71,275</b>
ソフトウェア	953	<b>株主資本</b>	<b>80,332</b>
その他の無形固定資産	99	<b>資本金</b>	<b>30,079</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>132,152</b>	<b>資本剰余金</b>	<b>51,550</b>
投資有価証券	12,384	資本準備金	51,550
関係会社株式	80,456	<b>利益剰余金</b>	<b>20,691</b>
長期貸付金	47,006	利益準備金	5,482
長期前払費用	218	その他利益剰余金	15,209
繰延税金資産	1,730	買換資産圧縮積立金	21
その他の投資	2,943	別途積立金	38,709
貸倒引当金	△12,586	繰越利益剰余金	△23,521
<b>資産合計</b>	<b>162,749</b>	<b>自己株式</b>	<b>△21,988</b>
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>△9,196</b>
		その他有価証券評価差額金	△2,235
		土地再評価差額金	△6,960
		<b>新株予約権</b>	<b>138</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>71,275</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>162,749</b>

# 損益計算書 (2020年3月1日から2021年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
<b>営業収益</b>		
グループ運営収入	3,404	
関係会社配当金収入	6,763	10,167
<b>営業費用</b>		4,065
<b>営業利益</b>		6,101
<b>営業外収益</b>		
受取利息及び配当金	703	
受取地代及び家賃	1,060	
その他の収益	175	1,938
<b>営業外費用</b>		
支払利息	329	
為替差損	427	
貸倒引当金繰入額	9,868	
賃貸費用	301	
その他の費用	283	11,211
<b>経常損失</b>		3,170
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	906	
投資有価証券売却益	8	
その他の特別利益	0	915
<b>特別損失</b>		
関係会社株式評価損	17,026	
投資有価証券評価損	515	
投資損失引当金繰入額	1,406	
その他の特別損失	1,644	20,592
<b>税引前当期純損失</b>		22,847
法人税、住民税及び事業税	△205	
法人税等調整額	△244	△450
<b>当期純損失</b>		22,397

## 株主資本等変動計算書 (2020年3月1日から2021年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
				利益準備金	買換資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	30,079	51,550	51,550	5,482	21	78,709	△36,305	47,907
当期変動額								
剰余金の配当							△3,240	△3,240
別途積立金の取崩						△40,000	40,000	-
当期純損失							△22,397	△22,397
自己株式の取得								
自己株式の処分							△225	△225
土地再評価差額金の取崩							△1,352	△1,352
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△40,000	12,783	△27,216
当期末残高	30,079	51,550	51,550	5,482	21	38,709	△23,521	20,691

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△22,560	106,977	△3,712	△9,377	△13,089	484	94,372
当期変動額							
剰余金の配当		△3,240					△3,240
別途積立金の取崩		-					-
当期純損失		△22,397					△22,397
自己株式の取得	△0	△0					△0
自己株式の処分	571	345					345
土地再評価差額金の取崩		△1,352					△1,352
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			1,476	2,416	3,893	△345	3,548
当期変動額合計	571	△26,644	1,476	2,416	3,893	△345	△23,096
当期末残高	△21,988	80,332	△2,235	△6,960	△9,196	138	71,275

## 独立監査人の監査報告書

2021年4月19日

株式会社オンワードホールディングス  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 渡辺 伸啓	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 廣瀬 美智代	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小林 勇人	Ⓔ

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オンワードホールディングスの2020年3月1日から2021年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オンワードホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切かどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2021年4月19日

株式会社オンワードホールディングス  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 渡辺 伸啓	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 廣瀬 美智代	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小林 勇人	Ⓔ

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オンワードホールディングスの2020年3月1日から2021年2月28日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年3月1日から2021年2月28日までの第74期事業年度の取締役の職務執行全般に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 監査役会は、当期の監査の方針、重点監査項目、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受け、協議するほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査の方針、重点監査項目、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通をはかり、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および子会社の主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換をはかり、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等およびEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号口の各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年4月19日

株式会社オンワードホールディングス 監査役会

常勤監査役	吉里博一	㊟
常勤監査役	一瀬久幸	㊟
監査役	梅津立	㊟
監査役	草野満代	㊟

(注) 監査役梅津立および監査役草野満代は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

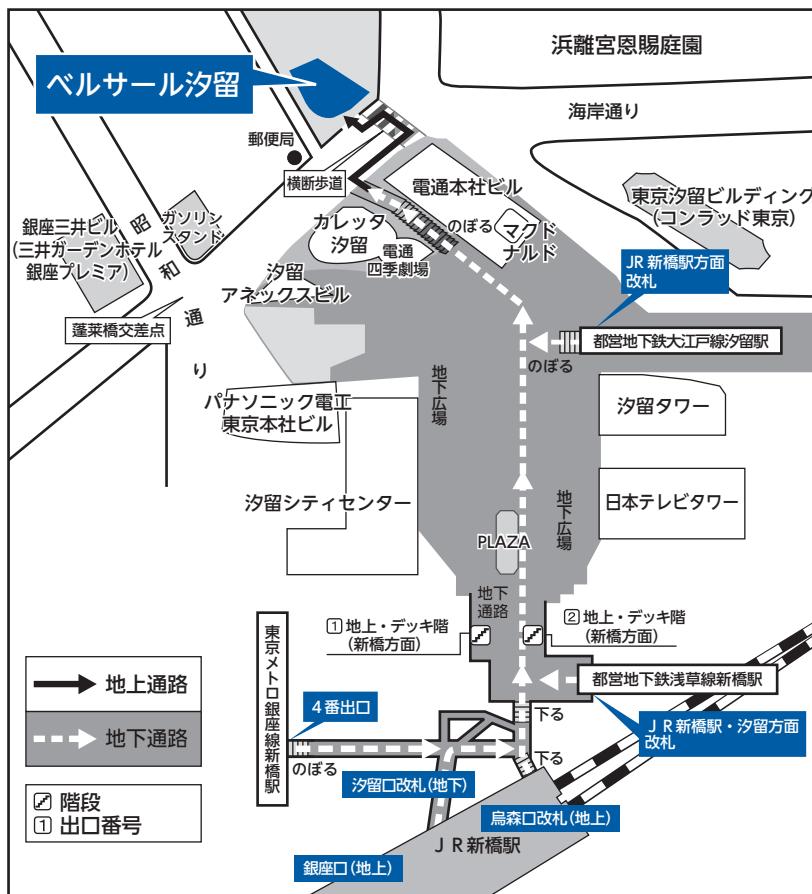
以上

# 株主総会会場ご案内図

会場

## 住友不動産汐留浜離宮ビル 2階 ベルサール汐留

東京都中央区銀座八丁目21番1号



### 交通のご案内

〈JR新橋駅〉  
 「汐留口改札」「烏森口改札」「銀座口」より徒歩10分  
 〈東京メトロ銀座線新橋駅〉  
 「4番出口」より徒歩10分

〈都営地下鉄浅草線新橋駅〉  
 「JR新橋駅・汐留方面改札」より徒歩10分  
 〈都営地下鉄大江戸線汐留駅〉  
 「JR新橋駅方面改札」より徒歩8分

※上記は「地下通路」のご案内図です。

各路線改札口より地下通路をお通りください。

会場には本総会専用の駐車場の用意はございませんので、公共の交通機関をご利用ください。

**UD**  
**FONT**  
 by MORISAWA

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。